

現有医療機器調査業務仕様書

1 業務名

現有医療機器調査業務

2 業務の目的

医療機器更新に向けて現在保有している医療機器の調査を行い、現状把握を行う

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

4 履行場所

青森県青森市東造道 2-1-1 青森県立中央病院

5 業務の内容

(1) 現有医療機器調査業務

範囲：放射線部・腫瘍放射線科・臨床検査部以外の部署

内容：現有品の確認及びシリアルナンバーや製造番号、製造年月日等を調査。

(2) メーカー、納入業者へのアンケート実施

内容：対象機器の納入業者に対して納入年月日の照会・情報収集等を行う。

(3) 調査結果のリスト作成、アンケート情報との突合作業

(4) 現有機器と調査結果リストとの紐づけ作業

6 業務の実施条件

- (1) 業務の遂行にあたって、受注者は発注者と十分な連絡を保ち、処理方針について発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の遂行にあたって、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (3) 発注者は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (4) 本業務の遂行によって生じる権利は、発注者に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に発注者の承認を得るものとする。

7 成果品

(1) 成果品

成果品は、現品調査結果、固定資産台帳、各業者へのアンケートを基に整理したマスターリストとする。

(2) 成果品の提出期限

業務が完了したときは、上記(1)の成果品を発注者が指定する日までに提出すること。

(3) 成果品の提出方法

本業務の成果品は、業務完了報告書及び次のとおり簿冊等にまとめ提出すること。
資料等のデータを収録した記憶媒体（CD-R等） 2部

(4) 成果品の帰属

成果品の著作権は、発注者に帰属する。成果品の第三者への提供及び内容の転載は、発注者の許諾を得ること。

8 検査

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査の合格をもって業務の完了とする。
- (2) 成果品に瑕疵があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。業務が完了し、引き渡し後であっても同様とする。
- (3) 検査及び訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 本業務において必要な資料は、発注者と調整したうえで収集するものとする。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、発注者と受託者協議のうえ決定するものとする。